

事 務 連 絡  
平成21年5月28日

各 { 都道府県  
政 令 市  
特 別 区 } 衛生主管部(局)  
感染症対策担当課 御中

厚生労働省結核感染症課

### 新型インフルエンザにおける病原体サーベイランスについて

新型インフルエンザ対策では大変お世話になっております。

従来、感染症発生動向調査事業に基づき、季節性インフルエンザに関する病原体サーベイランスを実施いただいていたところですが、今般、国内において新型インフルエンザの患者が発生したことに伴い、国内の流行状況を迅速に把握することが求められています。

つきましては、都道府県及び国において新型インフルエンザ及び季節性インフルエンザの流行状況について迅速な把握を行い、流行状況に応じた適切な対策を講じるため、新型インフルエンザの検査診断に加え、季節性インフルエンザの病原体サーベイランスとあわせた新型インフルエンザの検査について、地域の状況に応じ、可能な限り実施していただきますようお願い申し上げます。実施しました検査で得られた情報につきましては、感染症サーベイランスシステム(NESID)に入力していただきますよう、あわせてお願い申し上げます。